

厚生常任委員会

平成30年3月15日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○平川 理恵	中川 靖広
濱 真理子	奥村 容子	
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面卷 昭男	健康福祉部長	黒崎 益範
健康福祉部次長	加藤 恵三	福祉子ども課長補佐	上埜 幸弘
長寿福祉課長補佐	羽根田久枝	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
長寿福祉課係長	明石 将樹	健康対策課長	北 典子
同 課 長 補 佐	徳田 貴世	生活環境部長	植村 俊彦
国保医療課長補佐	田口 昌孝	国保医療課係長	富井 千晶
環境対策課長	栗本 公生	同 課 主 査	谷川 慎志
住 民 課 長	浦野 歩美		

3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 局 長 補 佐	大塚 美季
--------	------	-----------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午後1時30分）

署名委員 濱委員、奥村委員

委員長

皆さん、こんにちは。

全委員出席されておりますので、ただいまから厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

会議録署名委員に、濱委員、奥村委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第1号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎健康福祉部長。

健康福祉
部長

それでは、付託議案（1）議案第1号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例についてご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

健康福祉
部長

それでは、本条例の制定内容につきまして、議案書末尾の要旨によりご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（要旨）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所の指定権限が奈良県から、市町村に移譲されることに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等について定めるものであります。

1. 主な制定内容についてであります。

（1）第1章 総則（第1条—第3条関係）であります。この条例の趣旨、定義、申請者の要件を定めるものであります。

（2）第2章 基本方針（第4条関係）であります。この事業の基本方針を定めるものであります。

（3）第3章ですが、人員に関する基準（第5条・第6条関係）であります。この事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数、管理者に関する基準を定めるものであります。

（4）第4章 運営に関する基準（第7条—第33条関係）であります。この事業を運営するための基準として、内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、サービス提供困難時の対応、指定居宅介護支援の基本的取扱方針、指定居宅介護支援の具体的取扱方針、利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付、運営規程、勤務体制の確保、設備及び備品、秘密保持に関する基準等を定めるものであります。

（5）第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第34条関係）であります。基準該当居宅介護支援に関する基準を定めるものであります。

次に、2. 施行期日等についてであります。施行期日は、平成30年4月1日から施行します。

（2）としまして、管理者に係る経過措置に関する規定として、平成33年3月31日までの間は、介護支援専門員を管理者とすることがで

きます。

以上、付託議案（１）議案第１号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例についてのご説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
中川委員。

中川委員 基本的取扱方針、具体的取扱方針やないかな、部長指針、指針って言わはってんけど。

健康福祉 すみません、私説明の中で方針と指針を誤っておりましたので。

部長

委員長 はい、修正。

他にございませんか。 平川委員。

平川委員 内容にかかわることじゃないんですけども、ちょっと教えていただきたいんですけども、この経過措置のところ平成３３年って書いてあるんですけども、元号が変わった時に、こういう条例とかっていうのは、ほかにも同じようなものがあると思うんですけども、どういう扱いになるんですか。

健康福祉 元号に関する法律が制定されてですね、それに伴ってまた関係する条例等につきましてはそれにあわせて改正がされるということでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第1号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第3号 所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村生活環境部長。

生活環境
部長

それでは付託議案の2番目、議案第3号 所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

生活環境
部長

本条例の内容につきましては、議案末尾の要旨をもって説明をいたしたいと思っておりますので、条例本文、新旧対照表の朗読について省略いたしますこと、あらかじめご了承お願いを申しあげます。それでは末尾の要旨をご覧いただきたいと思っております。

この条例につきましては、所得税法等の一部を改正する等の法律によりまして、所得税法が改正され、平成30年1月1日から施行されたことに伴い、関係する条例について、所要の改正を行うものでございます。

「1. 主な改正内容」でございます。

まず1点目は、斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正(第

1 条関係)でございます。同条例の現行「控除対象配偶者」となっている用語を「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

2 目です。斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部改正(第 2 条関係)でございます。先ほどと同様に、現行「控除対象配偶者」となっている用語を「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

3 点目でございます。斑鳩町精神障害者医療費助成条例の一部の改正(第 3 条関係)でございます。これにつきましても、現行「控除対象配偶者」となっている用語を「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

2 点目です。施行期日等でございます。施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成 30 年 1 月 1 日から適用するものでございます。

2 番目の適用区分でございますが、平成 31 年 8 月 1 日以降に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第 3 号 所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての説明といたします。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中川委員。

中川委員 教えてほしいですねけど、法律は 30 年 1 月 1 日に施行されたということやけど、控除とかっていうのは、申告にかかわることやんな。今、申告の時期で、申告っていうのはいつまでやったかな。

委員長 植村生活環境部長。

生活環境
部長

本日まででございます。

中川委員

1月1日に法律は施行されているけど、今、申告時期で、この条例が例えば、そんなことないやろうけども。今、申告しているやつは29年度分のやつやからオッケーやねんや。これが通らへんでも通っても関係ないねや。来年の申告にかかわるということやな、これはほんだら。はい、わかりました。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第3号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第9号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村生活環境部長。

生活環境
部長

それでは付託議案の3番目、議案第9号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

生活環境
部長

条例の改正の内容につきましては、議案末尾の要旨をもって説明させていただきますので、改正文、新旧対照表の朗読について省略いたしますこと、あらかじめご了承お願いを申し上げます。それでは末尾の要旨をご覧いただきたいと思います。

このたびの条例改正につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律により改正された地方税法が平成30年4月1日から施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものでございます。また、本町が奈良県に対し支出する国民健康保険事業費納付金の財源として徴収をいたします国民健康保険税について、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の資産割額並びに介護納付金課税額の世帯別平等割額を廃止するとともに、納付金の財源の確保その他国民健康保険事業特別会計の適正な運営に資するために国民健康保険税の課税額等の改定等、所要の改正を行うものでございます。

それでは1番目の主な改正内容についてでございます。

まず1点目でございます。地方税法の改正に伴う条文の改正でございます。課税する国民健康保険税は、本町の国民健康保険に要する費用等に充てるものから、県に納付する国民健康保険事業費納付金に充てるものであると、その規定を改正するものでございます。

2点目です。国民健康保険税の基礎課税額、いわゆる医療分でございます。また後期高齢者支援金等課税額、支援分及び介護納付金課税額、介護分の税率の改定するものでございます。下表のとおりでございます。まず医療分につきましては、所得割額の率を5.8%から7.6%に引き上げ、資産割額を廃止いたします。

次に、支援分につきましては、所得割額の率を2.0%から2.4%に引き上げ、資産割額を廃止いたします。

次に、介護分につきましては、所得割額の率を2.2%から2.6%に引き上げ、資産割額を廃止いたします。また、均等割額を13,300円に引き上げますが、平等割額を廃止するものでございます。

3点目でございます。介護納付金課税額、介護分の税率改定に伴う軽

減額の改定でございます。介護分の均等割額を改定し、平等割額を廃止したことから、介護分の均等割額の軽減額も改定となるものでありまして、7割軽減では9,310円、5割軽減では6,650円、2割軽減では2,660円を減額することし、平等割額の減額は廃止となるものでございます。

裏面でございます。2番目の施行期日等でございます。

1番目の施行期日でございますが、平成30年4月1日から施行するものでございます。

2点目の適用区分でございますが、この条例による改正後の斑鳩町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第9号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
濱委員。

濱委員 すみません、資産割額っていうのを廃止するっていうことですが、私も、私が求めている計算ができるかどうかはわからないんですけど、資産割りをなくしたために、税額が低くなる人とそれから増額になる人と両方の資料っていうの、前見せていただいたと思うんですけども、資産割をもしなくさないとしたら、このいわゆる課税額の改定というところは何%ぐらい、そういう計算っていうのはできないんでしょうか。

生活環境 今回の税額の改定のいわゆる出発点といいますのは、奈良県で国民健康保険運営方針というのを定められて、その中で原則として資産割はなくしていこうというところから出発をいたしております。ですので、現行の、この前の説明では、現行税率をそのまま課税をすると約480万

円赤字になるかもしれないと、その分を今回埋めさせて、現年の保険税額で赤字を出さないようにしようということで、設けていこうということがありますから、その金額について資産割を外した計算というのはいたしておりません。

濱委員　私が心配をするのは、今まで資産割のなかった方っていうのか、適用でなかった方ですね、所得だったりとか、何らかの部分でかかっていた方っていうのが、やはりだいぶたくさんいらっしゃると思うんです。その人数というか、比率ようなものはありますか。減額になる方と増額になる方の人数っていうのか。

生活環境
部長　もともとですね、今回の改正では、平均して1.4%引き上げになります。平均の保険料で1.4%ほど引き上げになります。それは先ほど言いましたように現行の保険税で課すと約480万円の赤字になるということです。それはできるだけなくしたいということで、1.4%に引き上げになります。現在ですね、3,938世帯ございまして、まず資産税がない世帯が1,817世帯で約46%、それから資産税がある世帯が2,121世帯で約54%です。資産税がない世帯の場合には所得割額が引き上げとなりますので、引き上げとなるんですが、所得割が算定されない世帯、つまり課税所得が33万円以下の場合には資産割をかける課税の所得がないということになりますので、その世帯は資産税がない世帯のうち、約62%占めております。従いましてこれらの世帯では、介護保険の第2号被保険者がいる世帯では均等割の部分がございすけれども、いわゆる資産割廃止の影響はそもそもないということになります。それから資産税がある世帯につきましては、これは平均的所得を超えるとおおむね引き上げになると想定されます。ただ、資産税の多い、少ないによって、かなり変わってくると思いますけれども、平均的な固定資産税額があって、おおむね平均的所得を超えることになると引き上げの対象、それまでの間は引き下げということになります。これら世帯は資産税があるうちですね、約36%で引き上げになる可能

性があるものではないかと考えているところでございます。

濱委員 資産割をなくすっていうのは方向としていたしかたない部分があると思うんですけども、県下で2市町村でって言ってましたけども、そちらのほうも廃止されたんでしょうか。

生活環境 現在資産割、この平成29年度において資産割を課税されているのは部長 およそ半分でございます。そのほとんどについては、資産税を廃止していくというふうに、資産割額を廃止していくというふうに聞いております。少なくとも広域の7町につきましてはすべて今回で資産割を廃止して所得割、均等割、平等割で基本としてやっていくということは確認しております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

議案第9号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてには討論の申し出がありますので、よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。

濱委員。

濱委員 それでは、議案第9号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての反対意見を申し述べます。

今回の改正は、これまでの国民健康保険が大きく変わるものでございます。これまで市町村単位で行われていたものが県で統一して行われるものとなり、斑鳩町では県直轄の制度となります。制度の施行期日が平成30年4月1日と決められ県での作業が行われてきましたが、具体的

に示されるまでには相当の期間がかかりました。住民へは広報等で制度の改正は知らされたものの、具体的に保険税がどうなるのかという、生活に直接影響する情報も施行直前まで示されていませんでした。これまでは町で設定していた保険税額は一定の期間を経て県で統一される方向でございます。県が町村ごとに定めた保険税の県への納付金は収納額にかかわらず満額の納付義務となっております。各種の緩和措置を経ても、36年度には町民の税負担額は増税する、こういったことになっていきます。今回の改正では基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の資産割額と、介護納付金税額の世帯別平等割額を廃止する提案となっております。そのため税額が減少する方と増税になる方が発生しております。廃止された税分は所得割、均等割に移行され増税の幅がかなりの生活費の圧迫になる、そういった方が多数おいででございます。年金生活の方、子育て世代の方、医療費の一部負担が多い方、また就労していても社会保険の被保険者でなく、国民健康保険に加入の方等から、不安を訴える声が上がっております。

資産割等を廃止すること自体はいたしかたないとしても、同時に保険税の増税を行うため町民はその詳細を理解しがたく納得に至らない現状があるのではないのでしょうか。大幅な増税となることから、町は急激な増税を緩和する措置として一般会計からの繰り入れを行うなどが必要であると考えております。市町村の国保会計は厳しいものとなっております。その大きな原因は国からの拠出金の減少でございます。国に対しての意見をあげているのと同時に住民負担軽減の措置を取られることを望みます。

この議案につきましては、住民への負担増を強いる結果となることから賛成できません。委員皆さんの賛同をお願い申し上げます。

委員長 次に、本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。
平川委員。

平川委員 議案第9号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ

いて、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

国民健康保険は高齢者が多く加入されることから医療費が高額となり、また収入の少ない方々の加入割合も高く、その財政運営は厳しいものとならざるを得ないものであると考えます。このことから、この度の国民健康保険の県単位化がすすめられたことによって、国民健康保険の財政をより安定していくことを期待するものであります。この新制度では保険給付に要する費用等は全額県が負担することになり、その財源として県内の市町村は県が決定した国民健康保険事業費納付金を納めなければなりません。この納付金について、当該年度の国民健康保険税で賄おうとすることは、累積赤字の解消をはかる上でも十分理解できるものであります。また、納付金の各市町村への按分の算定方法に固定資産税の有無等が勘案されないことは、町の国民健康保険税についても、資産割額を設定する理由がないことになり、これを廃止せざるを得ない状況であることも理解できるものであります。

町ではこのような考えを基本として国民健康保険運営協議会に諮り、審議されたうえで、いただいた答申をもって改正条例を提出されているものであり、これについて特段に反対するものではないと考えるものであります。町におかれては国民健康保険運営協議会の答申に付帯された意見を尊重され、適切で安定した国民健康保険の運営に一層努めていただくとともに、住民に対して丁寧な説明をしていただく事をお願いいたしまして、私の賛成意見といたします。委員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

委員長

これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第9号については、当委員会として、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第10号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村生活環境部長。

生活環境 それでは付託議案の4番目、議案第10号 斑鳩町後期高齢者医療に
部長 に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

生活環境 条例改正の内容につきましては、議案末尾の要旨をもって説明をいた
部長 したいと思います。改正文、新旧対照表の朗読については省略いたしま
すこと、あらかじめご了承お願い申し上げます。それでは、末尾の要旨
をご覧いただきたいと思います。

このたびの条例改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築
するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により改正された
高齢者の医療の確保に関する法律が、平成30年4月1日から施行され
ることに伴い、本条例において所要の改正を行うものでございます。

1番目の主な改正内容でございますが、住所地特例の適用を受け本町
の国民健康保険の被保険者であった者が、75歳到達等により後期高齢
者医療に加入する場合は、本町が保険料を徴収すべき被保険者とする
というものでございます。

2. 施行期日等でございます。

まず1番目、施行期日ですが、平成30年4月1日から施行するもの
でございます。

2番目の適用区分でございますが、この条例による改正後の斑鳩町後
期高齢者医療に関する条例第3条第2号から第5号の規定は、この条例
の施行日以後に後期高齢者医療に加入した被保険者について適用し、同

日前に加入した被保険者については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で議案第10号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第10号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第11号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村生活環境部長。

生活環境 部長 それでは付託議案の5番目、議案第11号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

生活環境 部長 条例改正の内容につきましては、議案末尾の要旨をもって説明をいたします。改正文、新旧対照表の朗読につきまして省略すること、あらか

じめご了承お願い申しあげます。それでは末尾の要旨をご覧いただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により改正された国民健康保険法が平成30年4月1日に施行され、平成30年4月から国民健康保険事業が都道府県単位で運営される制度に改正されることに伴い、本条例の所要の改正を行うものでございます。

1点目の主な改正内容でございます。

1つ目でございます。市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の定義についてでございます。改正されました国民健康保険法に規定されます市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会が、本条例における国民健康保険運営協議会であると定義をするものでございます。

2点目です。葬祭費の金額の改定でございます。葬祭費の金額を2万円から3万円に引き上げるものでございます。

3番目はその他の文言の整理で、本町が行う国民健康保険とありますものを本町が行う国民健康保険の事務に改めるなど所要の改正を行うものであります。

2番の施行期日等でございます。

まず1点目、施行期日は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

2点目の適用区分でございますが、この条例による改正後の斑鳩町国民健康保険条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に死亡した被保険者の葬祭を行う者に係る葬祭費について適用し、同日前に死亡した被保険者の葬祭を行う者に係る葬祭費については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第11号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決賜りますようお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 濱委員。

濱委員 増額されるというのは何も異議があるわけではないんですけども、県で統一されたということで、これはもう2万円が3万円に、斑鳩町では引き上げですけども、その他のところも同一に揃えたということですか。

生活環境 奈良県下すべて葬祭費を3万円にするということでございます。

部長

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第11号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第12号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎健康福祉部長。

健康福祉 それでは、付託議案(6)議案第12号 斑鳩町介護保険条例の一部
部長 を改正する条例についてご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

健康福祉
部長

それでは、本条例の一部改正の内容についてご説明をいたします。

今回の条例改正の内容は、前回2月の委員会におきまして、第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の報告の中でご説明をいたしました第7期の計画期間である平成30年度から平成32年度までの3年間の介護保険料の改定の関係でございます。

なお、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をいただきますようお願いを申し上げます。

恐れ入りますが、議案書末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例（要旨）。第7期（平成30年度から平成32年度まで）介護保険事業計画に定める保険給付の推計量に基づき、介護保険料の総額が推計されたことから、平成30年度から平成32年度までの保険料率を定めるため、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容についてであります。はじめに（1）平成30年度から平成32年度までの保険料率等についてご説明をいたします。

要旨の（1）の表をご覧くださいませでしょうか。

現行からの改正点であります。前回の委員会でご説明いたしました通り、第6期の割合を引き継ぐことを基本として、国の基準により計算した保険料より高くなる第4段階につきましては、その割合を0.89から0.88に減じてまいります。

そしてまた、保険料を抑制するため、介護保険準備基金の取り崩しを行い、基準となる第5段階の保険料率を年額61,390円、月額5,116円とさせていただいたところでございます。

次に、主な改正内容の（2）でございます。介護保険法の改正による市町村の質問権限拡大に伴い、被保険者等に関する調査に従わなかった場合等における過料の対象者を65歳以上の第1号被保険者から、40歳以上64歳未満の第2号被保険者にも拡大をします。

次に、2. 施行期日等についてであります。施行期日は、平成30年4月1日から施行いたします。

(2) 適用区分についてであります。改正後の斑鳩町介護保険条例の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。

以上、議案第12号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 濱委員。

濱委員 納付されていない方がいらっしゃいますけれども、今範囲が広がったという40歳から65歳までの方と、それ以上の年齢の方の人数とか比率はわかりますか。

健康福祉部長 第2号の被保険者につきましては、健康保険の方から年率でそちらの方になります。1号につきましてはですね、ちょっと今、率ということですからけれども、収納率ということによろしいですか。

濱委員 年齢でっていうか。どう聞いたらええの。率でいいです。

委員長 暫時休憩いたします。

(午後2時09分 休憩)

(午後2時10分 再開)

委員長 再開いたします。 黒崎健康福祉部長。

健康福祉部長 各年齢別の収納率についてはちょっとわからないんですけども、第1号被保険者の全体の収納率は99.3%でございます。

委員長 他にございませんか。 奥村委員。

奥村委員 質問ということではないんですけども、過料の対象者の拡大のところ、もう1度説明していただけますか。

健康福祉
部長 内容についてなんですけども、介護保険の制定当時からですね、第2号の被保険者、40歳から64歳までの方につきまして、最近サービスの利用が増加しているということから、たびたび制度については3年に1回ごとにずっと変わってきておるんですけども、その配偶者とか世帯主の所得について、そのサービス利用にあたって把握する必要があるということからこの要請が増加をしまして、入ってきます。それに伴って過料なんですけども、地方自治体が科する過料なんですけども、使わなかったりした方については過料を科するというごさいます。課するの課でなくて、こっちの科ですので、こっちの方ですので。

委員長 質問権の拡大ってどういう権限が拡大されたのかと、その質問権の拡大に従わなかった場合にだいたい過料してはる人っていうのはどれぐらいおられるんですか、年間。

健康福祉
部長 先ほど申し上げましたとおりですね、被保険者に関する調査に従わなかった、先ほど申し上げました調査に従わなかった場合について、その対象者を65歳以上の第1号被保険者から、40歳から64歳までの2号の被保険者に拡大をすること、理由としてこういったこと、理由があって40歳から64歳までの方に拡大するというふうに説明を申し上げたんですけども、ちょっと説明の方が、すみませんでした。

委員長 これ、今までに年間、毎年過料される方ってどれぐらいおられるんですか、対象になる方。

健康福祉 今のところございません。

部長

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第12号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7)議案第13号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎健康福祉部長。

健康福祉
部長

それでは付託議案(7)議案第13号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

健康福祉
部長

それでは、本条例の一部改正内容についてご説明をいたします。

なお、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の末尾の要旨をご覧くださいませしょう

か。

斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（要旨）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、この改正内容に準じて本条例において、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容についてであります。 （1）連携に努めなければならない機関として、障害福祉制度の相談機関を加えます。第3条の改正規定であります。

（2）指定介護予防支援の開始に際し、利用者は複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることができる等について説明すること、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先に伝えるよう利用者に求めることを義務づけます。第6条の改正規定でございます。

（3）指定介護予防サービス事業者等から提供された利用者の服薬状況等について、利用者の同意を得て主治医等に提供すること、利用者の同意を得て意見を求めた主治医等に対して介護予防サービス計画を交付することを義務付けます。第32条の改正規定でございます。

2. 施行期日についてであります。平成30年4月1日から施行します。

以上、付託議案（7）議案第13号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第13号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(8)議案第14号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎健康福祉部長。

健康福祉 部長 それでは、付託議案(8)議案第14号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

健康福祉 部長 それでは、本条例の一部改正の内容についてご説明をいたします。
なお、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

恐れ入りますが、議案書末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(要旨)。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)が改正され、平成30年4月1日

から施行されることに伴い、この改正内容に準じて本条例において、所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容についてであります。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、第6条、第32条、第39条の改正規定についてであります。①オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の経験年数について、3年以上を1年以上にします。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き3年以上とします。

②夜間・早朝、18時から8時までだけでなく、日中8時から18時までも事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとします。

③介護・医療連携推進会議の開催頻度について年4回を年2回とします。

④正当な理由がある場合を除き、事業所と同一の建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行わなければならないこととします。

(2) 夜間対応型訪問介護、第47条の改正規定についてであります。①オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の経験年数について、3年以上を1年以上とします。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き3年以上とします。

(3) 地域密着型通所介護、第59の20の1、第59の20の2の追加規定についてであります。①共生型地域密着型通所介護に関する基準を設けます。

(4) 認知症対応型通所介護、第65条の改正規定についてであります。①ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、1施設当たり3人以下を1ユニット当たりユニットの入居者数と合わせて12人以下とします。

(5) 小規模多機能型居宅介護、第82条の改正規定についてであり

ますが、①サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する基準が創設されることに伴い、従業者の員数等の規定に、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を加えます。

(6) 認知症対応型共同生活介護、第117条の改正規定についてありますが、①身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置について定めます。

(7) 地域密着型特定施設入所者生活介護、第138条の改正規定についてありますが、①身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置について定めます。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第157条の改正規定についてありますが、①身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置について定めます。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護、第191条から第202条までの改正規定についてありますが、①サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する基準を設けます。

2. 施行期日についてありますが、この条例は、平成30年4月1日から施行します。

以上、付託議案(8)議案第14号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 奥村委員。

奥村委員 主な改正内容(1)の②のところでは夜間・早朝だけでなく日中も事業所間の連携が図られているときはオペレーターの集約を認めることとしますというところなんですけど、このオペレーターの集約を認めるというのはどういふように理解したらよろしいでしょうか。

健康福祉
部長 オペレーターの、そういうふうなオペレーターがいるスペースがありまして、そういった介護の施設の連絡するオペレーターなんですけども、大都市圏であれば数々の事業所があって、1つのオペレーターが施設のことについて集約やって連絡をやっておるんですけども、それについて今までそれぞれあったやつを集約して、人員の関係がありますので、そういったことで大規模の各事業所に対するオペレーターの数を集約するというところでございまして、斑鳩町にはそういったところはございません。

奥村委員 それと裏の方にあるサテライト型ですけども、これ地域包括で大事なことはなってくると思うんですけども、斑鳩町にはまだこのサテライト型っていうのは設置はされていないですね。

健康福祉
部長 町内にはございません。

委員長 他にございませんか。 平川委員。

平川委員 国の基準の改正に従って改正されるっていうことなんだと思うんですけども、この1から9までのものを、この事業所の中で斑鳩町にあるものっていうのはどれでいくつあるんでしょうか。

健康福祉
部長 まず、要旨の主な改正内容の1の(3)地域密着型通所介護、第59条の20の1と第59条の20の2の関係なんですけども、ここの①の共生型地域密着型通所介護に関しまして、町内の方では3か所ございます。続きまして(6)の認知症対応型共同生活介護、第117条の関係なんですけども、これも同じように町内に3か所ございます。グループホームの関係なんですけども3か所ございます。

平川委員 あとまあ、介護保険の圏域の中で、これはすべて一応あるんですか。ないものっていうのもあるんでしょうか。利用できる範囲内の7町の中

にはないっていうものもあるんですか。

健康福祉
部長 広域7町の中におきましては、あるものもありますし、ないものもあるという状況でございます。

委員長 暫時休憩いたします。

(午後2時28分 休憩)

(午後2時29分 再開)

委員長 再開いたします。 黒崎健康福祉部長。

健康福祉
部長 要旨のところの主な改正内容の中で、広域7町にないものについてご説明いたします。(2)の夜間対応型訪問介護、続きまして(7)の地域密着型特定施設入所者生活介護、(8)の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、(9)看護小規模多機能型居宅介護、この部分について広域7町にはございません。

委員長 他にございませんか。 濱委員。

濱委員 この条例の中でね、利用定員が59条のところね、9人から18人っていうふうに倍になっているところだったりとか、それから要旨にもありますけれども、医療の連携推進会議の開催が年4回から2回にするとかいうようなこと、そして責任者、提供責任者の経験年数が3年から1年っていう、こういったことっていうのは、この介護関係のこういう施設が人員不足であったりとか、運営していくうえに、何か課題というのか問題点があるとか、そういうようなことからこういう改正につながったんでしょうか。その辺はいかがでございましょうか。

健康福祉 委員のおっしゃる通りですね、人員不足とかそういった理由によって

部長 国の方の審議会の方でそれをまとめられて法定化されたということでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第14号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(9)議案第15号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎健康福祉部長。

健康福祉部長 それでは、付託議案(9)議案第15号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

健康福祉部長 それでは、本条例の一部改正の内容についてご説明をいたします。

なお、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、

ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、平成18年厚生労働省令第36号が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、この改正内容に準じて本条例において、所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容についてであります。 (1) 介護予防認知症対応型通所介護、第9条の改正規定であります。ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、1施設当たり3人以下を1ユニット当たりユニットの入居者数と合わせて12人以下とします。

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護、第44条～第46条の改正規定についてであります。介護医療院に関する基準が創設されることに伴い、従業者が兼務できる併設施設や管理者となる者が従業者としての経験を有しなければならない施設の規定等に、介護医療院に関する文言を加えます。

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護、第78条の改正規定であります。身体的拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置について定めます。

(4) 介護保険法の改正に伴い、同法を引用する条項等について整理等を行います。

2. 施行期日についてであります。平成30年4月1日から施行します。

以上、付託議案(9) 議案第15号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 平川委員。

平川委員 これについても、町内の事業所があるのかどうかとか、数がわかりましたらお答えできますか。

健康福祉
部長 要旨のところの主な改正内容の（３）なんですけれども、これもさきほどとちょっとかぶるんですけども、介護予防認知症対応型共同生活介護ということで、町内に３か所ございます。町内にあるのは以上です。

委員長 他にございませんか。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第１５号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（１０）議案第１８号 平成２９年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村生活環境部長。

生活環境
部長 それでは付託議案の１０番目、議案第１８号 平成２９年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）について説明申し上げます。
まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

生活環境
部長

このたびの補正につきましては、人事院勧告の内容に準ずる人件費に関するもののほか、財政安定化支援事業繰入金の確定による補正でありまして、歳入歳出それぞれ16万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ40億184万6千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明いたしたいと思えます。

補正予算書の5ページをお開きいただきたいと思えます。まず歳入でございます。

まず、第8款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金であります。人件費の繰り入れとして、第2節で16万3千円、また、財政安定化支援事業繰入金として、第4節で、378万8千円、合計395万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第10款 諸収入、第2項 雑入、第7目 歳入欠かん補填収入でございます。このたびの補正予算で生じる、歳入と歳出の差額をこの目で調整するものでございまして、378万8千円の減額補正をお願いするものでございます。

続いて、6ページの歳出でございます。

まずはじめに、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございます。人件費に係るものとして、11万1千円の増額補正をお願いするものです。また、第2項 徴税費、第1目 賦課徴収費につきましても、人件費に係るものとして、5万2千円の増額補正をお願いするものです。

次に、7ページでございます。第2款 保険給付費、第1項 療養諸費 第1目 一般被保険者療養給付費及び第2目 一般被保険者療養費におきまして、財政安定化支援事業繰入金を繰り入れることに伴い、財源振替を行うものでございまして、金額の補正はございません。

それでは1頁にお戻りいただきたいと思えます。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

生活環境 以上で議案第18号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会
部長 計補正予算(第5号)についての説明といたします。よろしくご審議
いただきまして、なにとぞ原案どおり可決賜りますようお願い申し上げま
す。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可
決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第18号については、当委員会と
して、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(11)議案第20号 平成29年度斑鳩町介護保険事業特別
会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎健康福祉部長。

健康福祉 それでは付託議案(11)議案第20号 平成29年度斑鳩町介護保
部長 険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明をさせていただきます。
す。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

健康福祉
部長

それでは、本補正予算についてご説明をいたします。

今回の補正予算の内容は、保険事業勘定では、人事院勧告に伴う給与改定及び育児休業等に伴う人件費の補正並びにそれに伴う一般会計からの繰入金の予算補正に関するものであり、また、介護サービス事業勘定では、人事院勧告に伴う人件費の補正に関するものであります。保険事業勘定では、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7万8千円を減額し、歳入歳出それぞれ25億4,290万6千円とし、また、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正するものであります。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、保険事業勘定の歳入予算の補正についてであります。

第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金では、人事院勧告及び育児休業等に伴う人件費所要額として、第3目 地域支援事業費繰入金の包括的支援事業・任意事業で28万円の減額、また、人事院勧告等に伴う人件費所要額として、第5目 その他一般会計繰入金で、20万2千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、8ページをご覧ください。

歳出予算の補正についてであります。第1款 総務費では、歳入で申し上げましとおおり、人事院勧告に伴う給与改定及び育児休業等に伴う人件費所要額として、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で、20万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、同様の理由により、第4款 地域支援事業費、第3項 包括的支援事業・任意事業費、第1目 包括的支援事業費で、21万5千円の増額、第5目 介護予防ケアマネジメント事業費で、5万1千円の増額、第7目 権利擁護事業費で、59万3千円の減額、第8目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で、4万7千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳出予算の補正についてであり

ます。

恐れ入りますが、補正予算書の14ページをお開きいただけますでしょうか。歳出予算の補正についてであります。

第2款 サービス事業費では、人事院勧告に伴う人件費所要額として、第1項 居宅サービス事業費、第1目 居宅介護予防サービス事業費で、6万円の減額、第3款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費で、今回の補正から生じた財源6万円を留保させていただくものであります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

健康福祉 以上、議案第20号 平成29年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正
部長 予算(第3号)についてのご説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第20号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（１２）議案第２１号 平成２９年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村生活環境部長。

生活環境 それでは付託議案１２番目の議案第２１号 平成２９年度斑鳩町後
部長 期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてでございます。
まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

生活環境 このたびの補正は、奈良県後期高齢者医療広域連合に支出いたします
部長 保険基盤安定負担金の確定に伴う補正でございます。歳入歳出それぞれ
１９万２千円を追加し、歳入歳出それぞれ４億１，７７９万４千円と
するものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明をいたしたいと思
います。

補正予算書の５ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入で
ございます。第４款 繰入金、第１項 他会計繰入金、第１目 一般会
計繰入金であります。保険基盤安定負担金の確定によりまして、後期
高齢者医療広域連合納付金繰入金につきまして、１９万２千円の増額補
正をお願いするものでございます。

続いて、６ページの歳出でございます。

第２款 後期高齢者医療広域連合納付金、第１項 後期高齢者医療広
域連合納付金、第１目 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。
保険基盤安定負担金の確定により、１９万２千円の増額補正をお願いす
るものでございます。

１頁にお戻りいただきたいと思います。予算総則を朗読いたします。

（ 予算総則朗読 ）

生活環境
部長 以上で議案第21号 平成29年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計
補正予算(第2号)についての説明といたします。よろしくご審議をい
ただきまして、なにとぞ原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げ
ます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可
決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第21号については、当委員会と
して、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(13)陳情第2号 手話言語条例制定に関する陳情について
を議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。 真弓議会事務局長。

議会事務
局長 それでは、陳情第2号 手話言語条例制定に関する陳情について、ご
説明させていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

議会事務
局長 2枚目に要旨をつけておりますけれども、要旨の朗読につきまして
は、省略させていただきます。

陳情の趣旨は、障害者基本法の改正によりまして、手話が言語として

位置付けられたことにより、町民みんなが手話の理解に努め、使用することができる環境を整備するために、手話言語条例を制定することを求めるものでございます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

私の方から先にですね、担当課の方に質問がございまして、この陳情者の方からですね、昨年担当課の方に同じ内容で役場の方に、行政の方に出されていると思うんですけれども、それについての対応についてお聞かせいただきたいと思います。 加藤健康福祉部次長。

健康福祉部次長 まず対応でございます。昨年11月に町長宛ての方に要望書という形でお出しをいただいております。

要望書をお出しいただきました方につきましては、斑鳩町聴覚障害者協会、あと斑鳩町手話サークル鳩の会連名でいただいております。その内容といたしましては、コミュニケーション支援についての要望といたしまして、斑鳩町での手話言語条例の制定のほか、4つの要望書を受けております。このことにつきまして、昨年の12月に要望者に対しまして、回答の方をさせていただいております。その回答の内容につきましては、平成30年度において、手話言語条例の調査研究を行い、平成31年度以降において、条例の制定を検討してまいりますという形で回答の方させていただいております。

委員長 説明が終わりましたので、改めて委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 中川委員。

中川委員 今、加藤次長の答弁にもあったように、平成30年度で検討して、31年度を目標に制定に向けて動くでええねえやろな、今の答弁は。というところは趣旨採択でええと思いますので、終わるときまひよ。

委員長 他の委員さん、質問、ご意見どうですか。 平川委員。

平川委員 同じように趣旨採択でいいと思います。

委員長 他の委員の皆様も趣旨採択ということで。 濱委員。

濱委員 調査に時間かかるということですがけれども、先例のある天理だとか郡山だとかいうのをしっかりと検討していただいて、前向きに取り組んでくださるということなので、結構でございます。

委員長 陳情第2号につきましては、委員皆様のご意見をお聞きする中では、趣旨採択ということでもありますので、陳情第2号につきましては当委員会として趣旨採択すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって陳情第2号については、当委員会として満場一致で趣旨採択すべきものと決しました。

次に、(14)陳情第3号 一時預かり保育事業に関する陳情についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。 真弓議会事務局長。

議会事務局長 それでは、陳情第3号 一時預かり保育事業に関する陳情について、ご説明させていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

議会事務局長 2枚目に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては、省略させていただきます。

陳情の趣旨は、育児疲れが理由の場合の一時預かりが現状では利用できないので、利用できるようにすることを求めるものでございます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、委員皆様の質疑をお受けしたいと思いますが、理由の中にもありますように、保育園に入園している方とまた別ですね、一時預かりの希望する方の、正規入園だけで枠を満たしてしまうのではなく、別枠で一時預かりをできるような制度を整えていきたいという趣旨でございますので、その趣旨について、陳情の趣旨について議論をしていただきたいと思います。

それでは委員皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。 平川委員。

平川委員 すみません、現状として利用できる状況なのかどうなのかというところの説明をいただけますでしょうか。

委員長 加藤健康福祉部次長。

健康福祉部次長 現状といたしまして、あわ保育園でこの一時預かり保育をさせていただいておりますけども、現在0歳児におきまして、床面積の面積基準が、まずそちらで保育できる人数が17名になっておりますけれども、現在通常保育で入園されている方が17名でございますので、0歳児につきましては現在一時預かり保育を受け入れできないという状況になっております。

委員長 他に質疑ございますか。 濱委員。

濱委員 この陳情書の中に、黎明保育園や法隆寺の保育園は料金が非常に高いですということですが、これ、具体的にはいくらぐらいなんでしょうか。

委員長 担当課の方で情報持ち合わせておられますか。
加藤健康福祉部次長。

健康福祉部次長 ちょっと今、一時預かりが可能なのが黎明保育園になってございますので、そちらの料金の方のご説明をさせていただきます。まず個々に申し込みをされる場合は、まず最初の1時間が895円、その後15分毎に295円が加算されるというのがまず一般的な利用料金でございます。それと、あと、別にチケット制というものがございまして、まとめて買えば安くつくというようなものですが、1枚当たり5時間の一時預かりをしていただけるチケットが20枚綴りになっておりまして、20枚で35,000円の料金となっております。ですので、1枚あたり5時間になりますけれども、その単価で見ますと1枚5時間で1,750円というような単価になっております。

委員長 他にございませんか。 平川委員。

平川委員 ちなみに町立の場合は何時から何時でいくらなんですか。

健康福祉部次長 8時半から6時でございます。

委員長 1時間当たりの金額、単価。

健康福祉部次長 1時間当たりが、年齢によって区分をしております、3歳未満児が1日あたり1,360円、それと3歳以上につきましては、1日あたり640円というふうになっております。

委員長 他に質疑、ご意見ございませんか。 濱委員。

濱委員 小さい子どもさんがいてですけれども、お困りのことっていうのは大変よくわかるものです。実際に子育てをしてきたものとしては、一時預か

りの制度があるっていうことは大変応援していただいているというか、嬉しいことなんですけども、実際に定員がいっぱいであわ保育園で対応ができないというようなところがあれば、急に必要となった時に申し出ても受け入れてもらえないということは、先ほどの嬉しいという気持ちと本当に正反対の大変などうしようということだと思っんです。これは育児疲れとか、そういうようなことが最初の理由のところ書かれてますけれども、そうでなくて、入院されることだったりとか、いろんなことでこの制度自身というのは大切なことなのでね、この陳情の方のお気持ちというのは大変理解できると思うのね、できるだけこれには応えてあげたいなと思います。ですけど、今お聞きしたように、黎明だったりとか、そういった私立のところを利用すれば、びっくりするような金額ですね、町営の分と。そういう負担が大きすぎたのではね、やはり小さい子どもさんを育てていらっしゃる方というのはそれに対応できるだけのお金っていうのもやはり大変ですのでね、なんらかの形で支援ができる方策はないのかやっぱり探るべきだと考えます。

委員長 意見ですかね。どういうふうに考えているか対応というか質問ではない。 中川委員。

中川委員 逆にこの陳情を受けて、行政としてどのように考えてはりまんの。

健康福祉部次長 この陳情書の内容、先ほど委員長にも、委員長もご説明されている、正規入園だけで枠を満たしてしまうのではなく、別枠でということをお言いになってございますけども、今、現状非常に0歳児とか1歳児の方が数多くおられる中で、別枠を取ってしまうと通常保育の方にどうしても影響が出てしまいます。今年でも別枠を取ってしまってますと、例えば2人、一時保育で別枠を取ってしまうと、2人が待機児童に回ってしまいますという状況でございますので、ちょっとこの別枠でというやり方では難しい面があるのかなという認識でございますので、ちょっとそれ以外の対応でなんらかか、30年度以降については工夫をして、少し

でも受け入れできるような形での対処はしていきたいというふうに考えております。

委員長 中川委員。

中川委員 さっきから説明聞いてたら、とりあえず今で17名のところ17名預かってんねんから、物理的に無理やねんから、施設を増やすか、逆に私立、黎明さんでそういう枠があるんやったら、町立と同じ値段になるようにそういう育児ノイローゼとかなってほる方については補助として値段を合わせるように行政として補助を出すとか、そういう方法でも考えやんと無理やと思うねんけどね。そういう考え方でけへんのかな。預かれるところに預かってもらって、補助を出すみたいなの。

健康福祉部次長 補助金という前の段階で、ちょっと対処できる部分が今のところなんとかあるのかなというのがございまして、ちょっと具体的に申し上げますと、今回0歳児が多いといいますのは、出生数の数に端的に影響しております、平成28年にお生まれになった子どもさんが235人おられます、そのお子さんが今年度0歳児で入園されているという状況でございます。それ以前はだいたい200人ぐらいでずっと推移してましたので、そのあたり30人ちょっと増えているのが今年度については影響を受けているのかなと。本年度、平成29年のお生まれになったお子さんについては、187人でございますので、若干下がってますので、来年度については0歳児については人数的にはなんとか楽になるのか、ただ、1歳児の関係につきましては、やはりかなり多くなってございますので、そのあたりは、今あわ保育園で1歳児については現状1部屋で保育をさせていただいている状況なんですけども、そちらの方を来年につきまして、平成30年度につきましては2部屋に拡大をして少しでも受け入れできるような態勢を取って、そうしますと、一時預かりも何人かは受け入れも可能になりますので、ちょっと当面はそういった形での配置、部屋割りですね、そういった対応でできるところまでは、やって

いきたいなと考えております。

中川委員 今の数字でいったら、30人ほど減ったんかな、年間で。出生数。

(「50人」との声あり)

中川委員 ほんなら十分次の0歳児は受ける枠は十分できるということやんな。そやからそういう年は受ける年は受けてもらえるんやけども、いっばいになった時にどないすんねんっていったら難しいしな。いっばいだったら物理的に無理やし、今当面はたぶんこのぐらいの出生数でいくと、受け入れできるやろうと、受け入れしてくれるって言っときよ。

努力するということによってはるんやさかい。

委員長 平成30年に向けて工夫・努力していただくという回答をいただいておりますし、その点も踏まえて。 平川委員。

平川委員 平成29年度は187人ということで、特に0歳児には問題ないってことですけども、まあ、今後また人数が増えることが考えられると思いますし、育児疲れだけじゃなくて、病院に行きたいとか、ほかのちよつとどうしても行かなきゃいけないことがあったりとかっていう時にも、やはり預かってもらえる場所が担保されているっていうのは出産していく女性にとっても、安心して出産もできる状況かなというふうに思いますし、やはり出産前後って非常にお金もかかりますし、働いていた人も育児休業を取ったりとか、仕事を辞めたりということで収入的にも少し厳しい状況になったりとかしているときに、私立は町立よりも金額も高いということもありますし、先ほどおっしゃっていただいたような形で何らかの対応が取れるように考えていただくというのが一番いいんでしょうけれども、それがかなわない場合であれば、中川委員が言っていたように差額分を、例えば回数制限、ある程度なんらかの制限は必要かもしれないですけども、そういう形をとりながらでも受け入れ

てもらえるような形、私立との差額を補てんするような、なんらかの施策を考えていただきたいなというふうに思います。

委員長 加藤健康福祉部次長。

健康福祉部次長 先ほど中川委員の方にもご説明させていただいた内容で、まずできるところの方策を考えさせていただいて、その中で出生数がどういった形で動くかも当然すごい影響がありますので、先々の検討課題としては、認識をさせていただきますので、現行につきましては、今の町立の、そういった工夫でできる範囲でやっていきたいと考えておりますので、そういう形でご理解の方いただければと思います。

委員長 濱委員。

濱委員 出生の人数をお知らせいただきましたけれども、もしもこの30年度っていうか次の年度に250人であったりとか、もっととかっていう数、出生の人数があればね、またこれ以上にもっと大変になるんです、だからそういうのの数で、人数が少ないから大丈夫だろうということ、毎年それを続けていくわけにはいかないと思うんです。近隣の町村でのね、保育園での空き状況だったりとか、そういったところ相互に利用できるような、そういう連携であったりとか、補助金もそうですけども、別枠でっていうことを別の方向から考えると、一時保育に対応する保母さんっていうんですか、人員確保がどこかと、あわ保育園の常駐の保育士さんでなくて、人員確保ができる方法だとか、そういうようなことはできないんでしょうか。

委員長 加藤健康福祉部次長。

健康福祉部次長 いま、保育士の関係おっしゃってますけども、ちょっと今なかなか厳しい状況で、今、通常の保育の定数を満たすので一生懸命ですので、ち

よっと他との連携というのは、これからの課題としてとらえさせていただきます。それとあと、広域的な連携、一時預かりの運用というのもございますけども、斑鳩町の場合は一時預かりにつきましては町内の方のみの対象です。それと近隣についても安堵町につきましては、他市町村の一時預かりをお受けされておられますけども、その他の近隣のところにつきましてはすべて当該の市町村の方の一時預かりしかされておりませんので、当然まず通常保育のところを確保するというのが、どこともやっぱり今の最優先課題となっておりますので、そういった状況で安堵町さんだけがそういう形でちょっと余裕があるのかなということで受け入れをされている状況でございます。

委員長 伴議長。

議長 ちょっと教えてほしいんですけどね、まず今、町の考え方から言ったら、待機児童の範囲ということで今こういう形で陳情、たぶん待機児童ださないと、枠いっぱいになっておるよってに、一時の方が難しいというようなことになっているんやと思いますけども、保育園というのは、働いている方でないとこれはあかんわけと私は思ってますねんけど、それでよろしいんですかな。

健康福祉部次長 おっしゃいますように、それと働くための求職活動をされている方等も含めまして保育に欠けるお子さんの場合は保育所に預けることができますので。

議長 働けないとかいうような話ではない、内容から。わかりませんよ、働こうと思っはるのかわかりませんが、ちょっとそういう内容も書いている、まずは待機児童出さないということを考えていただく今の方針というのは、私非常に、これは働いている、働こうとしている方で優先してはるということですか、まあいえば。ちょっとそのあたり、確かに一時預かりもできれば、枠があれば、してあげたらええと思いますねん

けど、やっぱり2次的になってしまうと今の考えでしかしゃあないですわな。そのあたりもう1度聞かせてください。

健康福祉
部次長 今、議長さんおっしゃっていただいていたように、まずは待機児童を出さないというところをまず大前提にさせていただいております。それと来年度につきましては、それと今の一時預かりも含めて、少しでも一時預かりが受け入れできるような形での年齢区分の部屋の配置変えをしまして、現状の方、1歳児ですと今の申し込みが38名、あわ保育園でございますけれども、そちらの方でも部屋を2つにすることによって、最低4名は一時預かりで預かれるいう形でさせていただく、配置変えをさせていただこうと思っておりますので、そちらの方でちょっとご理解いただきたいと思っております。

委員長 平川委員。

平川委員 ちょっとあれなんですけども、通常保育は働いているとか、いろんな保育を必要とする要件があると思うんですけども、一時預かりの要件も同じでしたか。

健康福祉
部次長 一時預かりにつきましては、3種類ございます。まず1つ目が非定型的保育サービスということで、保護者の方が就労の関係がおおむね週3回程度いかれる場合につきましては、この非定型的の保育サービスを一時預かりで受けていただくことができます。それとあと緊急保育サービスということで、保護者の方の疾病、入院等の場合につきましては、緊急保育ということで対応させていただきます。あと私的理由というところで、保護者の育児の心理的な負担軽減を図るための対応として指摘理由による保育サービスと、その3種類の対応がございます。

委員長 奥村委員。

奥村委員 先ほどからのお話聞かせていただいて、本当に町としてもご苦労いただいていると思うんですよ。またあまりにも無制限に受け入れるっていうことも、安全面から考えてもできないということもあろうかと思えますけども、このお母様のご要望としてはやっぱり2人目の子どもも持ちたいと考えておられるということから、子育てといえは斑鳩町にということで、入ってこられる方もたくさんいらっしゃるの、その辺で大変かとも思いますが、いろいろご苦労いただくとお思いますけども、よろしく願いいたします。要望だけさせていただきます。

委員長 暫時休憩いたします。

(午後3時16分 休憩)

(午後3時16分 再開)

委員長 再開いたします。

3時35分まで休憩いたします。

(午後3時16分 休憩)

(午後3時35分 再開)

委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第3号につきましては、委員皆さまのご意見をお聞きする中で、先ほど担当課の方から平成30年度からにつきましては、年齢区分などいろいろな工夫をしていただきまして、受け入れ態勢の拡充というふうにご答弁もいただきました。また委員皆様方からもですね、新たな子育て支援の制度の創設というご要望もありましたので、その件も含めて担当課におきましてはご検討いただきますように、当委員会として要望をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員皆様の中ではそういう経緯もありまして、趣旨採択ということで

まとまっております。よって、陳情第3号につきましては、当委員会として、趣旨採択すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、陳情第3号につきましては、当委員会として満場一致で趣旨採択すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、2月16日にご報告をいたしました可燃ごみの処理につきまして、その後の対応について、また、このたび、斑鳩まほろば宣言・推進計画(案)がまとまりましたので、当委員会にご報告を申し上げます。

まず、可燃ごみの処理であります。

去る2月16日に開催されました当委員会におきまして、現在、事務担当者レベルではありますが、広域処理も視野に入れた「ごみ処理のあり方勉強会」が大和郡山市を中心に設置されており、近日中に、当町が勉強会に参画する手続き等を確認するため、大和郡山市を訪問すると説明をしておりましたが、2月23日に大和郡山市を訪問し、勉強会立ち上げの経緯やこれまでの進捗状況、また、当町が参画させていただく条件などをお聞きしたところであります。

勉強会につきましては、平成29年2月に大和郡山市、生駒市、平群町の3市町で立ち上げ、平成30年2月には奈良市が加わり、これまでに4回の会議を開催されたところで、それぞれの市町の現状と課題などを説明し、意見交換をしている段階で、これから具体的な広域処理の可

能性を探る協議に入るので、当町が参画するには、時期的にも問題ないのではないかとのごことでございました。

その後、大和郡山市の方から、生駒市、平群町、奈良市に、当町の勉強会参加への合意につきまして諮っていただき、次回の会議より参加させていただける旨の連絡を2月27日にいただいたところであります。

今後、この勉強会に参加させていただき、様々な情報収集に努めたいと考えておりました、何か進展、あるいは報告等を要する事項が生じましたら、当委員会にもご報告等をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、斑鳩まほろば宣言・推進計画（案）についてでございます。

昨年5月8日に公表いたしました「斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言」におきまして、7つの行動項目を掲げておりましたが、このたび、具体的な事業内容、取り組み時期等の推進計画（案）がまとまりましたので、報告をさせていただきます。

本推進計画につきましては、平成23年度に策定、平成28年度に一部見直しをいたしました「斑鳩町一般廃棄物処理基本計画」を踏まえ、これまでの議会や斑鳩町廃棄物減量等推進審議会でのご意見を参考にしながら、取りまとめさせていただいたものであります。

計画の概要につきましては、資料1を基にご説明を申し上げます。

資料の表紙をおめくりいただきまして、目次でございます。この推進計画は、1として計画の趣旨、2として計画の方針・期間、3として計画の目標、4として計画、そして、最後、5として実施期間について記載をしております。

そのなかで、2の推進計画の方針・期間であります。この計画では、実施時期を平成30年度から平成32年度までを短期、平成33年度から平成35年度までを中期、平成36年度以降を長期の3段階に分け、どのような事業をいつまでに検討し、実施するのかを定めているところであります。

内容の詳細につきましては、後ほどご確認いただければと考えておりますが、特徴的な箇所のみ簡単にご紹介をさせていただきます。

3ページの(2)「2Rの推進によるごみを発生させない仕組みづくり」では、個別事業例の下段、「リユース品回収制度の検討」であります。

現在、陶磁器やガラス製品は定期的に環境対策課の窓口を持ち寄っていただいておりますが、家具や日用雑貨などを含めまして、リユース可能なものを回収する、そのような仕組みを作ってまいります。

次に、4ページ(3)「生ごみ全量資源化及び新たな資源化の推進」では、個別事業例、下から2番目、平成35年度を目途に、紙おむつの資源化を実施したいと考えているところであります。生ごみの全量資源化とともに、紙おむつの資源化が実現できれば、ごみを燃やさないといった点につきましては、目標に大きく前進するものと考えているところであります。

次に、6ページの(5)「町ぐるみによる取り組みの推進」、個別事業例の中段やや下でございます、高齢者や分別困難世帯への支援として、分別・ごみ出し担い手の育成などを図ってまいります。

また、下から2番目、食品ロス削減の一つの手法でもありますフードバンクやフードドライブ事業も実施をしてまいることとしているところであります。

そのほか、本推進計画に掲げました事業等を実施をしながら、目標年度であります平成39年度には、ごみを燃やさない、埋め立てないまちの実現をめざしてまいりたいと考えているところであります。

なお、この推進計画の進捗状況、効果等につきましては、定期的に斑鳩町廃棄物減量等推進審議会で検証していただくことになっており、その状況等につきまして、当委員会にもご報告を申し上げます。

以上で、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 今、課長新規で紙おむつの資源化の実施って言うてくれはってんけども、子供用、高齢者用、ペット用もあるやん、ペット用も入ってくるのかな。

健康対策
課長 すべて素材は同じような素材でできてますので、子ども用、大人用、またペットのシートもリサイクル可能であります。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 先に私の方から1点確認が、この計画の中でですね、斑鳩町が今、小型バイオマスエネルギーの実証実験に協力していたと思うんですけども、その中での兼ね合いとかですね、関わり合いはないのかどうか、教えていただきたいと思います。

環境対策
課長 まさしく今、実験段階中でありますので、これが商品化できるかどうか、まだ未確定でございます。そういったところからこの計画にはあげておりませんが、今後商品化できることになって、また町にとっても導入することが効果的であるというふうに判断した場合につきましては、平成32年度に策定を計画しております、一般廃棄物処理基本計画、そちらの方で盛り込んでいきたいと、そのように考えているところであります。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで

終わります。

次に、３．各課報告事項を議題といたします。

(１)議案第１７号 平成２９年度斑鳩町一般会計補正予算(第７号)について、理事者の報告を求めます。 加藤健康福祉部次長。

健康福祉部次長 それでは、各課報告事項(１)議案第１７号 平成２９年度斑鳩町一般会計補正予算(第７号)について、健康福祉部、生活環境部が所管する内容についてご説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の９ページをお願いいたします。

はじめに、第１４款 国庫支出金、第２項 国庫補助金では、第２目 民生費国庫補助金の第２節 障害福祉費補助金で、重度障害者等の日常生活用具給付費が当初見積りを上回ることから、地域生活支援事業費補助金４１万７千円の増額をお願いするものであります。

次に、第１５款 県支出金、第１項 県負担金では、第２目 民生費県負担金で、後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金が確定したことから、１４万４千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第２項 県補助金では、第２目 民生費県補助金の第３節 障害福祉費補助金で、民生費国庫補助金と同様の理由により、地域生活支援事業費補助金２０万８千円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容でございます。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

本補正予算では、人事院勧告及び育児休業等に伴う人件費の補正を、関係費目において計上させていただいております。

人件費以外の、主な歳出の内容についてご説明いたします。

はじめに１２ページでございます。１２ページの第３款 民生費、第１項 社会福祉費では、第１目 社会福祉総務費、第２８節 繰出金で、国民健康保険事業に係る財政安定化支援事業繰出金が確定したことや、人件費補正に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金３９５万１千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第7目 障害福祉費では、第20節 扶助費で、歳入で申しあげました重度障害者等の日常生活用具給付費が当初見積りを上回ることから、130万6千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、人件費補正に伴う介護保険事業特別会計への繰出金7万8千円の減額をお願いするものでございます。

次に、13ページでございます。第11目 後期高齢者医療費では、第28節 繰出金で、歳入で申しあげました後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金の確定により、後期高齢者医療特別会計への繰出金19万2千円の増額をお願いするものでございます。

次に、5ページの方にお戻りをいただけますでしょうか。

第2表 繰越明許費についてでございます。

本年度会計において、予算の支出を見込めない事業がありますことから、予算措置をお願いするもので、第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費で、住民票や個人番号カード等に本人の希望により旧姓を併記するためのシステム改修において、国の仕様提示が遅れたことにより、住民基本台帳ネットワーク運用事業として、152万9千円、証明書コンビニ交付サービス運用事業として、321万9千円をお願いしております。

以上で、議案第17号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、健康福祉部、生活環境部が所管する内容についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 それでは次に、(2) 行政組織の機構改革について、理事者の報告を求めます。

面卷総務部長。

総務部長 それでは、各課報告事項の（２）行政組織の機構改革についてであります。

 このたびの行政組織の機構改革のうち、本委員会の所管に関します内容につきまして、ご説明申し上げます。

 恐れ入りますが、資料２をご覧くださいませでしょうか。

 本機構改革は、スリムな組織体制により、限られた職員で効率的な事務事業を進めるため、行うこととしております。

 はじめに、本委員会の所管に係る機構改革の内容でございますが、

 （１）で、健康福祉部と生活環境部を住民生活部に統合いたします。

 また、統合後の住民生活部は６課の体制といたします。

 次に、施行期日は、平成３０年４月１日から施行するものでございます。

 なお、本町議会定例会に上程させていただいております、斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例をご可決いただきましたならば、速やかに、斑鳩町行政組織規則などの関係規則等につきまして改正してまいりたいと考えております。

 以上で行政組織の機構改革につきましてのご説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

 （ な し ）

委員長 それでは次に、（３）奈良県後期高齢者医療保険料の改定等について、理事者の報告を求めます。 植村生活環境部長。

生活環境部長 それでは各課報告事項の３番目、奈良県後期高齢者医療保険料の改定等について、ご報告申し上げます。

 資料３をご覧くださいと思います。後期高齢者医療の保険料は、

おおむね2年ごとに財政の均衡が保たれるよう設定されるということになっております。このたび広域連合におきまして、平成30年度以後の保険料の率が改定されましたので、この旨ご報告するものでございます。

資料3の、まず1番目の保険料率の改定でございます。

まず均等割額につきましては、44,800円から45,200円に改定されるものでございます。また、所得割の率につきましては、8.92%から8.89%へ改定となるものでございます。

2番目の均等割軽減の所得基準額の引き上げでございます。

5割軽減の対象となる所得の算定において被保険者数に乗すべき金額を、27万円から27万5千円に、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者数に乗すべき金額を、49万円から50万円に、それぞれ引き上げることで、対象要件を緩やかにするというものでございます。

3の施行期日は、平成30年4月1日でございます。

なお、この改定につきましては、平成30年2月16日に開催されました広域連合議会において、関係条例が改正されたことによるものでございます。

以上、3番目の奈良県後期高齢者医療保険料の改定等についての報告といたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(4)国民健康保険税の課税限度額の改定等について、理事者の報告を求めます。 植村生活環境部長。

生活環境部長 それでは各課報告事項の4番目の国民健康保険税の課税限度額の改定等(案)についてでございます。

資料4をご覧くださいと思います。

平成30年度の地方税制の改正の一環で、国民健康保険税の課税限度額と軽減判定に係ります所得基準が改正されることとなっており、地方税法施行令の改正を待って、関係条例を改正したいと考えているところでございます。

その内容でございます。まず、1番目の課税限度額の引き上げでございます。

改定されますのは、医療分でございます。現行54万円が58万円となるものです。これによりまして、医療分、支援分、介護分の3区分合計の課税限度額は、89万円から93万円になるものでございます。

次に、2番目は均等割及び平等割軽減の所得基準額の引き上げでございます。

5割軽減の対象となる所得の算定において被保険者数に乗すべき金額を、27万円から27万5千円に、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者数に乗すべき金額を、49万円から50万円に、それぞれ引き上げることで、対象要件を緩やかにするものでございます。

3番目の施行期日は、平成30年4月1日でございます。

これまでの例によりまして、地方税法施行令の改正は3月末になることが予想されるものでございます。従いまして、これら改正に係る本町の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、専決処分いたしたいと考えているところでございますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、専決処分後に開かれる最初の議会におきまして、ご承認をいただきたいと思っておりますので合わせてよろしく願いをいたします。

以上、国民健康保険税の課税限度額の改定等（案）についてのご報告といたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、（５）第３期斑鳩町国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）について、理事者の報告を求めます。 北健康対策課長。

健康対策課長 それでは、第３期斑鳩町国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）につきまして、計画の主な内容について、ご説明させていただきます。

この計画は、「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」に基づき策定しております「第２期特定健康診査等実施計画」の計画期間が平成２９年度で終了となることから、引き続き、生活習慣病対策の充実を図り、さらに促進していくために、第３期計画として策定するものであります。

計画の期間につきましては、平成３０年度から３５年度の６年間といたします。

それでは、第２期計画の実績についてご説明申し上げます。８ページをご覧ください。

第２期の目標値及び実施率の表をご覧ください。特定健康診査実施率は、平成２５年度から増加傾向にあり、平成２８年度は３４．９％となっており、目標値には達していない状況ではありますが、県の実施率と比較いたしますと、高い状況となっております。

次に、１１ページをご覧ください。

第２期の目標値及び実施率の表をご覧ください。こちらは、特定保健指導実施率についてですが、平成２５年度から、集団指導を行ったことにより、実施率は平成２４年度と比較しまして１０．７ポイント増加いたしました。その後、その後は減少しております。

目標値には達していない状況ではありますが、県の実施率と比較いたしますと、高い状況となっております。

次に、第３期の計画について、１３ページをご覧ください。

特定健康診査の実施目標値の表をご覧ください。国におきましては、平成３５年度における市町村国保の実施率の目標値は６０％としております。そこで平成３０年度からの各年度の実施率は、平成２９年度の

実績見込値を勘案し、平成35年度までの実施率を示しております。

実施率の向上をめざし、集団健診の際には前立腺がんや大腸がん検診を同時実施するなど、受診しやすい環境づくりに努めながら、地域の組織やボランティアと連携を図りながら実施率の向上に取り組んでまいります。また、未実施者に対しましては、受診勧奨はがきを郵送し、受診勧奨に努めてまいりたいと考えております。

次に、18ページをご覧ください。

特定保健指導の実施目標値の表をご覧ください。特定健康診査の実施率と同様に、特定保健指導におきましても、平成35年度の各年度の実施率を示しております。

また、平成35年度には特定保健指導の成果を図る目標として、特定保健指導対象者減少率を、平成20年度と比較して25%以上といたします。

実施率の向上をめざしまして、特定保健指導利用券送付時には、利用勧奨チラシを同封するとともに、未利用者に対してましては、電話や訪問などにより利用勧奨を行ってまいります。

また、健診受診者に対しましては、健診結果をもとに自分自身の健康状態を把握し、生活習慣を振り返る機会として、健診結果説明会を開催し、よりよい生活習慣の改善がはかれるよう支援してまいります。

最後に、21ページをご覧ください。

実施計画の評価・見直しにつきましては、計画の最終年度である平成35年度において、目標の達成状況について評価を行い、実施計画の見直しについては、斑鳩町国民健康保険運営協議会において実施してまいります。

以上で、第3期斑鳩町特定健康診査等実施計画（案）についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 すみません、ちょっと1点だけ、特定健康診査とかですね、目標数値60%って定めておられますけども、これに達成しなかったときのペナルティ、もしくはこれに対するインセンティブとか、この件とかはどうなっているんですか。

健康対策課長 そちらの方に対しましては、今、どこの状況に関しても実施状況っていうのがそんなに伸びていない状況の中で、今ペナルティとかっていうのは検証されているところなんですけど、まだどういう風な状況で進んでいくかっていうところではきちんとは定まっていない状況です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは他に、理事者側から報告されることはございますか。
栗本環境対策課長。

環境対策課長 環境対策課より、ごみ収集作業中に事故が発生をいたしましたので、その概要をご報告させていただきます。

去る3月12日月曜日、午後2時5分頃、町立たった保育園で回収をしていただいております食品トレイを引き取るため、保育園駐車場にダンプトラック車を停車し、作業しておりましたところ、ダンプトラック車が動き出し、駐車場のむかえにございます民家、龍田1丁目6番19号 竹田茂美氏宅の伸縮門扉、プランターに接触したのち、エアコン室外機に衝突するという事故が発生をいたしました。

当日、収集作業をしておりましたのは、環境対策課衛生処理場の勝間健治で、一人で作業を実施しており、ダンプトラック車が動き出したのに気がつき、停止させようとしたのですが、間に合わなかったとのことであります。

当該地は緩やかな斜面になっており、サイドブレーキが不十分であったことが原因と思われます。

一つ間違えれば大きな事故につながるところで、衛生処理場職員には、改めまして、作業中や収集車運転中は十分に注意するように指導をしたところであります。

なお、現在、被害者とは破損したエアコン室外機などの修理につきまして、協議をさせていただいており、示談の時期によりましては、損害賠償の額の決定及び一般会計補正予算につきまして、専決処分させていただく場合がございますので、予め、ご了承いただきますようよろしくお願いをいたします。以上、環境対策課からの報告でございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項について終わります。次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他についても終わります。次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいの方お願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長のご挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

みなさま、お疲れさまでした。

(午後4時04分 閉会)